

定期検査お申し込み先

指定検査機関

お住まいの市町村により異なります。下図参照ください。

(一社) 埼玉県環境検査研究協会
土呂支所
①さいたま市北区土呂町1-50-4
☎048-778-8700

(一社) 埼玉県浄化槽協会
法定検査部
②深谷市田谷11
☎048-501-5707



埼玉県からの 重要なお知らせ

浄化槽法により、年1回の《定期検査》受検
が義務付けられています

浄化槽を
お使いの
皆様へ

あなたの浄化槽が
きれいな埼玉の水を支えています！



定期検査とは？



車でいえば
車検

保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断のことで、外観検査・水質検査・書類検査を行います。毎年1回行わなければならない。検査結果は県(市)へも報告されます。指定検査機関に依頼して受検してください。

→お申込は裏面に

保守点検とは？



車でいえば
日常的な
整備

浄化槽の点検、調整や修理のことです。年3回以上実施しなければなりません。(浄化槽の処理方式や規模によって定められた回数異なります。)

定期検査と保守点検は
内容と目的が異なります！



◆定期検査には、手数料がかかります (浄化槽の大きさにより金額が異なります)

浄化槽の大きさ	10人槽以下	11~20人槽	21~50人槽	51~300人槽	301~500人槽	501人槽以上
検査手数料(非課税)	5,000円	7,000円	10,000円	13,000円	15,000円	32,000円

info

定期検査のお申込には
**指定採水員
申込代行**
が便利です！

指定採水員制度とは

(10人槽以下の浄化槽が対象となります)

指定検査機関から指定を受けた採水員(保守点検業者)が定期検査の補助作業を行うことができます。また、指定採水員は申込手続の代行ができます。制度の活用を希望する場合は、保守点検業者にお問い合わせください。指定採水員が行った現場調査結果と放流水のBOD測定結果を基に、指定検査機関が総合判断を行い、検査結果書を発行します。

ただし、5年に1回は指定検査機関の検査員が検査を行います。

申込代行とは

保守点検業者や清掃業者が定期検査の申込を代行できる制度です。制度の活用を希望する場合は、保守点検業者又は清掃業者にお問い合わせください。

お問合せ

浄化槽で処理した排水はどのくらいきれいになっているの？



クサイにおいや汚水が漏れてくる！



故障や不具合がないか心配…



定期検査で早期発見、早期対処

安心！

定期検査を受けなくてよいという保守点検・清掃業者は**悪質な業者**です。

※浄化槽法第49条第2項に基づき県は各事業者に対し各浄化槽の維持管理の実施状況等の情報提供を求めています。情報提供に当たり、事業者が浄化槽上でスマートフォンを操作することがあります。

浄化槽のQ&A

Q1 清掃、保守点検のほかになぜ定期検査の受検が必要なのか。

浄化槽は、微生物の働きで生活排水を浄化して、きれいな上澄みを消毒して流す施設です。浄化槽の使用者（浄化槽管理者）には法律で維持管理（定期検査、保守点検、清掃）が義務付けられています。保守点検は、微生物が活発に働けるよう浄化槽の装置を点検・調整し、消毒薬を補充します。清掃は、働き終わって沈んだ微生物（污泥）や固形物をバキュームカーで引き抜きます。定期検査は、保守点検や清掃が適正に行われているか、浄化槽がきちんと働いているかを総合的に判断するための検査です。

※ 定期検査は保守点検や清掃を実施していても必ず実施しなければならない検査です。

検査結果は、管轄する環境管理事務所や保健所設置市等に報告するとともに保守点検などの維持管理に活かされ、川をきれいにするのに役立っています。

Q2 長く使っていて定期検査のことをはじめて聞きました。なぜ今になって言うのですか。

浄化槽法が施行された昭和60年から定期検査は義務付けられていますが、皆さんへのお知らせが十分ではありませんでした。平成17年に法律が厳しくなり、川の汚れの原因の多くが生活排水であることから、浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定が強化されました。

それ以降、環境への影響が大きい大規模・中規模浄化槽を中心に定期検査の周知・指導を進めてきました。現在は、埼玉の川をきれいにするため、浄化槽の定期検査の受検について、より幅広くお知らせしています。



浄化槽に関するお問い合わせ

お住まいの市町村により異なります。下図参照ください。



お住まいの地域を管轄する事務所にご連絡ください

① 埼玉県中央環境管理事務所	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎	048-822-5199
② 埼玉県西部環境管理事務所	川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟 4F	049-244-1250
③ 埼玉県東松山環境管理事務所	東松山市六軒町 5-1 東松山地方庁舎	0493-23-4050
④ 埼玉県秩父環境管理事務所	秩父市東町 29-20 秩父地方庁舎	0494-23-1511
⑤ 埼玉県北部環境管理事務所	熊谷市末広 3-9-1 熊谷地方庁舎	048-523-2800
⑥ 埼玉県越谷環境管理事務所	越谷市越ヶ谷 4-2-82 越谷合同庁舎	048-966-2311
⑦ 埼玉県東部環境管理事務所	杉戸町清地 5-4-10	0480-34-4011
埼玉県環境部水環境課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-3083 FAX048-830-4773

以下の市にお住まいの方はこちらにご連絡ください

・さいたま市	さいたま市浦和区常盤六丁目 4 番 4 号	048-829-1331
・川越市	川越市元町 1 丁目 3 番地 1	049-224-5894
・川口市	川口市朝日 4-21-33	048-228-5389
・越谷市	越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号	048-963-9181

● 市町は市町浄化槽担当課にご連絡ください。
(浄化槽法の指導権限を市町に移譲しています)

◆ いずれも平日 9:00~17:00 にお願ひします。

Q3 指定検査機関とはどういうものですか。

浄化槽の定期検査を行う者として、浄化槽法に基づいて知事が指定した法人です。

指定の要件（技術力、信頼性など）は法律（規則）で定められています。

現在、次の 2 法人が指定を受けて、検査を実施しています。それぞれ管轄地区が異なります。（4 頁参照）

- 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会
(昭和 61 年 3 月 31 日指定)
- 一般社団法人埼玉県浄化槽協会
(昭和 61 年 9 月 22 日指定)

Q4 定期検査はなぜ有料なのか。

浄化槽を設置している方が浄化槽から排水を流すことについて、公共の川を汚さないよう法律で基準が定められています。

基準が守られているかを確認することは個人の義務であり、そのための検査実費を個人が負担するというのが法律の考え方です。

Q5 指定採水員、申込代行はどのように利用できますか。

指定採水員制度については、県 HP の浄化槽保守点検業者名簿に指定採水員の資格を有する業者情報を掲載しています。指定採水員を活用する場合は資格を有する業者にお申込みください。

申込代行については、保守点検業者または清掃業者で可能な場合がありますので、お問い合わせください。

Q6 定期検査を受けないとどうなるのですか？

県または市町村から浄化槽法第 12 条の 2 に基づき指導・勧告・命令を受けます。

命令に従わない場合は「30 万円以下の過料」の罰則を受けることがあります。

